

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 28 日

各都道府県障害福祉担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により  
被災した事業者に係る福祉・介護人材の処遇改善事業の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した事業者に関する、福祉・介護人材の処遇改善事業に係る事務の取扱いについて、別添のとおり Q & A を作成しましたので、特段の配慮をお願いするとともに、今般の地震による被災事業者に対する福祉・介護人材の処遇改善事業の取扱いについては、被災した事業者の賃金改善の実施状況等を考慮の上、都道府県の判断において適宜必要な対応を図られるようお願いいたします。

本件については、管内市町村に対しても、情報提供方よろしくお願いいたします。

**【照会先】**

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課福祉サービス係

（電話）03-5253-1111

（内線）3091 加藤

（直通電話）03-3595-2528

(問1) 助成金対象事業者が東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により被災したことに伴い、賃金改善計画における改善実施期間内の賃金改善が困難となった場合の取扱い如何。

(答)

助成金による賃金改善実施期間については、

- ① 月数は助成金支給月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、助成金支給終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。

とお示ししており、平成22年度については、平成22年1月から平成23年4月までの16月間のうちの連続する12月間が事業者ごとに予め定められているところである。

しかしながら、賃金改善実施期間を平成23年3月又は4月までに設定している助成金対象事業者においては、今般の地震で被災したことにより、3月又は4月に助成金を原資とした処遇改善のための賃金を福祉・介護職員に対して支払うことが困難となる場合も想定される。

こうした場合において、事業者が4月又は5月以降に延期して福祉・介護職員に対して処遇改善のための賃金を支払うことが見込まれる場合、都道府県の判断において、これに合わせて助成金を延期して支払うことは差し支えないものとする。

(問2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により被災した助成金対象事業者の実績報告書の取扱い如何。

(答)

助成金の賃金改善の実績については、5月末までに都道府県に対して実績報告書を提出することになっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。